

## 保証委託約款

借主は、次の各条項を承認のうえ、株式会社武蔵野銀行（以下「銀行」という。）との間で締結するむさしの教育ローン（都度借入型）契約（以下「ローン契約」という。）に基づき銀行に対して負担する債務について連帯保証することを、ぶぎん保証株式会社（以下、「保証会社」という。）に委託し、保証委託契約（以下「本契約」という。）を締結します。

### 第1条（保証委託）

1. 借主は、ローン契約に基づき借主が銀行に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。ローン契約の内容について変更があったときは、変更後のローン契約に基づき借主が銀行に対して負担する債務の連帯保証も保証会社に委託します。
2. 第1項の保証会社の連帯保証は、借主が銀行とローン契約に基づく当座貸越取引を開始した時にその効力が生じるものとします。
3. 第1項の保証会社の連帯保証は、銀行・保証会社間で別途締結される保証契約に基づいて行われるものとします。
4. 借主は、保証会社所定の保証料を銀行を通じて保証会社に支払うものとし、当該保証料は銀行に対する利息に含まれるものとします。

### 第2条（保証の解約等）

借主は、銀行との間のローン契約に定める取引期間満了前においても、保証会社が必要と認めた場合は、保証会社において次の措置をとることに何ら異議ありません。

- （1）銀行に対し貸越極度額の減額を申し入れること。
- （2）銀行に対し貸越の中止を申し入れること。
- （3）本契約を解約すること。

### 第3条（担保の提供）

借主の資力及び信用状態に重大な変動が生じたときまたは生じるおそれがあるときは、直ちに保証会社に通知し、保証会社の指示に従い保証会社の承認した連帯保証人をたてまたは相当の担保を差し入れるものとします。

### 第4条（調査及び通知）

1. 借主は、その財産、収入、経営、負債、業績、その他の信用等について保証会社から情報の提供を求められたときは、直ちに保証会社に通知し、帳簿閲覧等の調査に協力します。
2. 借主は、その財産、収入、経営、負債、業績、その他の信用等を保証会社または保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

### 第5条（保証債務の履行）

1. 借主は、借主が銀行に対する債務の履行を遅滞したため、または、銀行に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、保証会社が借主に対して何ら通知、催告することなく、銀行に対し、保証債務の全部または一部を履行することに同意します。
2. 借主は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、借主が銀行との間で締結した契約のほかに本契約の各条項を適用されても異議ありません。

### 第6条（求償権の事前行使）

1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、保証会社は求償権を事前に行使でき

るものとします。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき、産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき、またはその他債務整理手続の着手もしくは申立等があったとき。
  - (2) 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 担保物件が滅失したとき。
  - (4) 被保証債務の一部でも履行を延滞したとき。
  - (5) 銀行または保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
  - (6) 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等借主の責に帰すべき事由によって、保証会社において借主の所在が不明となったとき。
2. 借主は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

### 第7条（求償権の範囲）

保証会社が保証債務を履行したときは、借主は、(1) 当該保証債務履行額、(2) 当該保証債務の履行に要した費用及び(3) 当該保証債務の履行日から借主が求償債務を完済する日に至るまで、当該保証債務履行額及び当該保証債務の履行に要した費用に対する年 14.8%の割合による遅延損害金を保証会社に弁済します。

### 第8条（返済の充当順序）

借主の保証会社に対する弁済額が本契約に基づき生じる保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、借主は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。なお、借主について、保証会社に対して本契約に基づき生じる求償債務以外に複数の債務があるときも同様とします。

### 第9条（公正証書）

借主は、保証会社が必要と認めた場合、借主の費用負担で本契約に基づく債務の履行について強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を保証会社に提出するものとします。

### 第10条（費用の負担）

借主は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用及び、第5条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払は保証会社の所定の方法に従うこととします。

### 第11条（住所の変更等）

1. 借主は、その氏名、住所、職業、商号等の事項に変更が生じたとき、もしくは借主に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、住民票、登記事項証明書その他当該事実を証明する書類を添付のうえ、遅滞なく書面をもって保証社に通知し、保証会社の指示に従います。
2. 借主は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りでないものとします。

### 第12条（契約期間）

本契約の有効期間は、ローン契約の有効期間と同様とします。但し、第2条第3号に基づき保証会社が本契約を解約した場合は、当該解約のときまでとします。なお、第4条、第6条ないし第10

条、及び第13条は、本契約終了後も有に存続します。

**第13条（管轄裁判所の合意）**

借主は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかに拘らず保証会社の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

